

官報

号外 昭和二十四年四月二十日

第五回 参議院會議錄第十六号

昭和二十四年四月十九日(火曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第十五号

昭和二十四年四月十九日
午前十時開議

第一 大蔵省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 貴金屬特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨十八日内閣から左の議案を提出した。

特別都市計画法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

簡易生命保険法案
獸医師法案

内閣法の一部を改正する法律案
總理府設置法案
國立世論調査所設置法案
地方自治廳設置法案
外務省設置法案
大蔵省設置法案
法務廳設置法案等の一部を改正する法律案

厚生省設置法案

郵政省設置法案の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法案の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を建設委員會に付託した。

特別都市計画法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員會に付託した。

簡易生命保険法案

通信委員會に付託

獸医師法案

農林委員會に付託
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

印刷局特別會計の固有資本の増加に

充てたるための一般會計から繰入金に関する法律案
財産税等收入金特別會計法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

印刷局特別會計の固有資本の増加に充てたるための一般會計から繰入金に関する法律案

財産税等收入金特別會計法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の質問主意書を提出した。

社會保險診療報酬支拂遲延に関する質問主意書(藤森實治君提出)

日本本土と奄美大島の交通復旧に関する質問主意書(川上嘉若君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

郵便振替に関する約定に加入することについて承認を求めるの件議決報告書

郵便振替に関する約定に加入することについて承認を求めるの件議決報告書

代金引換郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件議決報告書

議決報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りいたします。藤枝昭信君より病氣のため会期中請暇の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) この際お諮りいたします。稲垣平太郎君より内閣委員を、木々木廣藏君より人事委員を、岩本哲夫君、鬼丸義賢君、小杉繁安君より予算委員を、仲子隆君より決算委員を、小林勝馬君より圖書館運営委員を、それら理由を附して辞任の申出がございました。いずれも許可することと御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰雄君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月十六日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案
大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律
政府は、大蔵省預金部特別会計及び食糧管理特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十四年度において、一般会計から、大蔵省預金部特別会計及び食糧管理特別会計並びに農業共済再保険特別会計の歳入に繰入金をする事ができる。但し、その金額は、大蔵省預金部特別会計については、三十七億五千六百六十五万

四千円、食糧管理特別会計については、二十八億九千八百四十八万三千円、農業共済再保険特別会計の農業共済再保険特別会計の歳入に繰入金する限度とす。六十八万八千円をもつて限度とする。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、食糧管理特別会計への繰入金を除く外、後日大蔵省預金部特別会計及び農業共済再保険特別会計の農業共済再保険特別会計の歳入に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1 政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十四年度において、一般会計から、十五億千四百九万四千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

貴金屬特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

貴金屬特別会計法案

（設置及び定款）
第一條 政府の行う貴金屬の買入、賣拂又は管理に関する整理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して整理する。

2 この法律において「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミンをいう。
（管理）
第二條 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）
第三條 この会計においては、貴金屬賣拂代金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、貴金屬買入代金、事務取扱費、一時借入金金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。
（歳入歳出予算計算書の作製）
第四條 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）
第五條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。
（予算の作成及び提出）
第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

（歳入の繰入）
第七條 この会計において、現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

（一時借入金及び繰替金）
第八條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金又は繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の最高限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
（一時借入金金の利子の繰入）
第九條 本会計の負担に属する一時借入金金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、國庫整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（歳入歳出決定計算書の作製）
第十條 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。
（剰余金の繰入）
第十二條 この会計において、毎会計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
（貴金屬の買入、保管及び賣拂事務）

第十三條 政府は、貴金屬の買入、保管及び賣拂に關する事務を日本銀行は取り扱はせることができる。

2 前項の場合において、政府は、貴金屬の買入に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

（支出未済額の繰越）

第十四條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十三條の規定は、適用しない。

3 大藏大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、會計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その群費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、この會計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行し、附則第二項、第十項及び第十

一項の規定を除き、昭和二十四年度から適用する。

2 金資金特別會計法（昭和十二年法律第六十一号）は、廃止する。

但し、金資金特別會計の昭和二十三年年度の収入支出並びに昭和二十二年、同二十三年及び同二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

3 金資金特別會計の昭和二十四年度における暫定予算は、この會計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、失効するものとし、当該暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担は、この會計の昭和二十四年度の予算に基いてしたものとし、当該暫定予算の有効期間中に收納した歳入金は、この會計の歳入金とみなす。

4 昭和二十四年四月一日から金資金特別會計法廃止の日までに、同法第四條第一項の規定に基いてした運用に係る金資金の受入額（同期間中に金資金に繰り入れた金資金特別會計の剰余金の一部は、受入額とみなす。）及び拂出額は、この會計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、当該受入額は、この會計の昭和二十四年度の歳入金の額とみなし、当該拂出額は、この會計の同年年度の予算に基いてした歳出金の額とみなす。

5 金資金特別會計法廃止の際、金資金に属する資産（現金を除く。）及び負債（同法附則第三項の規定により借り入れた借入金の債務を含む。）は、この會計に帰属させる。

6 金資金特別會計の昭和二十三年年度の収入支出に關する事務（旧金資金特別會計法第七條第一項の規定による決算上の剰余の金資金への繰入の事務を含む。）の完結の際、同會計に属する資産及び負債は、この會計に帰属させ、現金は、歳入に組み入れるものとする。

7 当分の間、この會計において、附則第五項の規定によりこの會計に帰属した金資金所屬の有價証券、外貨預金及び貸付金その他の資産に係る整理を行うことができる。

8 政府は、当分の間、この會計の歳入不足を補てんするため、必要な金額を、予算の定めるところにより、一般會計から、この會計に繰り入れることができる。

9 前項の規定による繰入金及び旧金資金特別會計法第二條第一項の規定により、一般會計から、金資金に繰り入れた繰入金については、後日、この會計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般會計に繰り入れなければならない。

10 舊金法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條の三中「金資金ノ運用ニ属スルモノトス」を「貴金屬特別會計ガ之ヲ行フ」に改める。

11 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引

渡に關する法律（昭和二十三年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「金資金特別會計法（昭和二十二年法律第六十一号）第四條第一項の規定により金資金の運用として保有する」を「貴金屬特別會計に属する」に改める。

第二條第二項中「金資金の運用として保有する」を「貴金屬特別會計に属する」に改める。

第四條中「金資金」を「貴金屬特別會計」に改める。

（櫻内辰郎君登壇、拍手）

○櫻内辰郎君 只今議題となりました「大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計からする繰入金に關する法律案」の大藏委員會における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る四月十五日より四月十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。この法律案は、大藏省預金部特別會計、食糧管理特別會計並びに農業共済再保險特別會計の農業勘定の昭和二十四年度における歳入不足を補填するため、大藏省預金部特別會計については三十七億五千六百五十四千円、食糧管理特別會計については二十八億九千八百四十八万三千円、農業共済再保險特別會計の農業勘定については八億五千六百八十八千円を限度として、一般會計からこれらの會計に繰入金を

なさんとするものであります。尚、大藏省預金部特別會計並びに農業共済再保險特別會計の農業勘定への繰入金については、財政状況が健全化する場、それらの繰入金は相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより一般會計に繰入れなければならないということになつておるものであります。さて、本案審議に當り各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに對し懇切なる答弁がありましたが、その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月十八日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました「開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てたるための一般會計からする繰入金に關する法律案」の大藏委員會における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る四月十五日より四月十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。開拓者資金融通特別會計においては、從來公債の発行又は借入金によつてその貸付資金を賄つておりましたが、健全財政の見地から、本年度は一般會計から十五億四千四百九十四千円を繰入れ、貸付金の財源に充てんとするものであります。尚、この繰入金については將來貸付資金が償還されますので、その繰入金に相当する金額に達す

るまで予算の定めるところにより一般会計に繰入れることになつてゐるのであります。さて、本案審議に当り各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと思ひます。かくて質疑を終局し、四月十八日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

次に只今議題となりました貴金屬特別会計法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る四月十五日より四月十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのであります。本法案の提案の理由は、政府の行方貴金屬の買入、賣拂又は管理に關する整理を明確にし、かつするものであります。即ち從來の貴金屬特別会計は資金運用利殖金、即ち買入差益金その他の諸収入を以て歳入とし、資金奨励費その他の諸費を以て歳出として整理して参つたのであります。従つて貴金屬の買入及び賣拂の全体が特別会計の歳入歳出に計上されてゐないのみならず、金、銀、白金その他の貴金屬に運用するようになつても依然資金金の名称のままであつたのであります。よつて今回從來の貴金屬特別会計を廃止し、新たに貴金屬特別会計を設置し、貴金屬の賣拂代金その他の諸収入を以て歳入とし、貴金屬買入代金その他の諸費を以て歳出とし、政府の行方貴金屬の買入及び賣拂の全体を

明らかにすると共に、これに伴ふ所要の措置を規定しようとするものであります。本法案審議に當りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて四月十八日質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別御發言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会は明日午後一時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十四分散会

○本日の會議に付した事件

一、議員の請暇

一、常任委員辭任及び補欠の件

一、日程第一 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律案

一、日程第二 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案

一、日程第三 貴金屬特別会計法案
出席者は左の通り。

議員	議長	松平 恒雄君
小川 友三君	副議長	松嶋 喜作君
井上 友三君		
梅原 眞隆君		
小野 哲君		
鎌田 逸郎君		
高良 とも君		
新谷 寅三郎君		
高瀬 莊太郎君		
野田 俊作君		
久松 定武君		
藤井 丙午君		
松村 眞一郎君		
宮城 大馬君		
飯田 精太郎君		
岡部 常君		
岡元 義人君		
九鬼 紋十郎君		
山田 佐一君		
玉置 吉之丞君		
藤野 繁雄君		
藤井 新一君		
淺岡 信夫君		
大島 定吉君		
黒田 英雄君		
石坂 豊一君		
板谷 順助君		
松野 喜内君		
深川 大馬君		
深水 六郎君		
仲子 隆君		
榎本 萬右衛門君		
阿竹 齋次郎君		
宇都宮 登君		
江熊 哲翁君		
加賀 操君		
河井 彌八君		
西郷 吉之助君		
鈴木 直人君		
田中 耕太郎君		
早川 慎一君		
堀井 伊介君		
町村 敬貴君		
三島 通陽君		
矢野 西雄君		
伊藤 保平君		
岡本 愛祐君		
木下 辰雄君		
楠見 義男君		
中山 壽彦君		
徳川 宗敬君		
櫻井 眞六郎君		
川村 松助君		
堀 末治君		
鈴木 安孝君		
草葉 隆圓君		
柴田 政次君		
今泉 政喜君		
黒川 武雄君		
木内 千ヤウ君		
藤森 眞治君		
中川 幸平君		
境野 清雄君		

左藤 義詮君	小串 清一君
水久保 基作君	尾形 六郎兵衛君
木曾 三四郎君	櫻内 辰郎君
田中 信儀君	谷口 彌三郎君
油井 賢太郎君	石川 準吉君
星 一君	小畑 哲夫君
安達 良助君	高橋 啓君
小林 勝馬君	田方 進君
松下 松治郎君	内村 清次君
大隈 信幸君	門屋 盛一君
平野 善治郎君	鈴木 順一君
齊 武雄君	門田 定藏君
塚本 重藏君	奥 圭一郎君
羽生 三七君	山田 節男君
和田 博雄君	中平 常太郎君
若木 勝藏君	島田 千壽君
天田 勝正君	板野 勝次君
細川 嘉六君	岩間 正男君
水橋 藤作君	千葉 信君
原口 忠次郎君	池田 恒雄君
星野 芳樹君	大野 幸一君
千田 正君	藤田 芳雄君
伊藤 修君	岩崎 正三郎君
河崎 ナツ君	川上 嘉君
中村 正雄君	山下 義信君
駒井 藤平君	岩男 仁藏君
鈴木 憲一君	

大蔵政務事官 田口 政五郎君

定價 一部 四四五十錢

送料 実費

所行第

東京 都 新宿区 市ヶ谷 本村町
電話 九段五三一 印刷局
振替 東京一九〇〇 圖書課